グループホームはちぶせの里せきのみや 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人関寿会が設置運営するグループホームはちぶせの里せきのみや指定地域密着型(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)の運営及び入居について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、以前の居宅における生活と入居中での生活が連続したものとなるように配慮しながら、事業所の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けている共同生活室により一体的に構成された場所(以下「ユニット」という。)において利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
 - 2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入居定員、ユニット数及びユニットごとの入居定員)

- 第3条 事業所の入居定員は18名とする。
 - 2 ユニット数は2とし、ユニットごとの入居定員は9名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

- 第4条 事業所に次の職員を置く。
 - (1)管理者 1名
 - (2) 計画作成担当者 1名
 - (3) 介護従業者 6名

2 前項に定める職員のほか、必要に応じて定員を超え又はその他の職員を置くこと ができる。

(職 務)

- 第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。
 - (1)管理者 事業所の管理、運営並びに業務、事務を総括する。
 - (2) 計画作成担当者 利用者の心身の状況、希望及びその置かれてる環境を踏 まえて他の介護従業者と協議の上援助の目標、当該目標を 達成する為の具体的なサービス内容等を記載した(介護予 防) 認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
 - (3) 介護従業者 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に基き、利 用者に必要なサービスを実施する。
 - 2 職員毎の事務分掌及び日常生活業務の分担については、管理者が別に決める。

(会 議)

- 第6条 事業所の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。
 - (1) 運営委員会
- (2) 研修委員会 (3) 処遇会議

- (4) 処遇検討委員会
- (5) 広報委員会
- 2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 利用者に対する 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス の内容及び利用料

(利用料等の受領)

- 第7条 法定代理受領サービスに該当する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サ ービス(以下、「当該サービス」という)を提供した際には、利用者から利用料の一 部として、当該サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の 額から該当事業所に支払われる当該サービス費の額を控除して得られた額の支払い を受ける。
 - 法定代理受領サービスに該当しない当該サービスを提供した際に利用者から支払 いを受ける利用料の額と、当該サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じな いように利用料の額を設定する。
 - 3 前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを利用者から受 けることができる。
 - (1)食材料費

- (2) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
- (3) 居住費(個室の提供を行うことに伴い必要となる費用。)
- (4) 水光熱費
- (5) おむつ代
- (6) 理美容代
- (7) 当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者の負担が適当と認められる費用。
- 4 事業所は、前各号の掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらか じめ利用者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利 用者及び家族の同意を得るものとする。

(事業所のサービス内容、利用料及びその他の費用の額)

第8条 事業所のサービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

- 第9条 事業所は、要支援2、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による 共同生活を営むことに支障が無い者に、当該サービスを提供する。
 - 2 事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込 者が認知症である者である事を確認する。
 - 3 事業所は、申込者が入院治療を必要とする場合等、申込者に対し自ら適切な便宜 を提供することが困難である場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事 業者、介護保健施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 事業所は、正当な理由なく当該サービスの提供を拒まない。
 - 5 入居申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
 - 6 事業所は利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居 後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
 - 7 事業所は利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の入居にあたっての留意事項)

第 10 条 利用者が事業所のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 11 条 当該サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規定の概要、介護従業者の勤務体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

- 第12条 当該サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被 保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
 - 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意 見に配慮して、当該サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第13条 要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
 - 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第 14 条 入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、 退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 15 条 法定代理受領サービスに該当しない当該サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項 を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

((介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第 16 条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画(以下、「当該計画」とする)の作成に関する業務は、計画作成担当者があたる。
 - 2 当該計画作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の

機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を 踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する為の具 体的なサービスの内容等を記載した当該計画を作成する。
- 4 計画作成担当者は、当該計画作成の作成に当たっては、その内容について利用 者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 計画作成担当者は、当該計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。
- 6 計画作成担当者は、当該計画作成後においても、他の介護従業者及び当該計画 に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う物との連絡を密に行うことによ り、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて第2項から第5項の規定を 準用して当該計画の変更を行う。

(当該サービスの取扱方針)

- 第 17 条 当該サービスは、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を 送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
 - 2 当該サービスは、利用者の一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮して行う。
 - 3 当該サービスは、当該計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
 - 4 介護従業者は、当該サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように 説明を行う。
 - 5 事業所は、当該サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わ ない。
 - 6 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利 用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 7 事業所は、自らの提供する当該サービスの質の評価を行うと共に、定期的に外 部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
 - 8 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を行う。

(虐待の防止)

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(介 護)

- 第18条 介護は、各ユニットにおいて利用者の心身の状況等に応じ、利用者の自立の支援 と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
 - 2 事業所は、医療・福祉のサービス方針の決定にあたり、利用者利益とのバランスを考えながら、入居者の意思(自己決定)を最大限尊重する。
 - 3 事業所は、利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。
 - 4 事業所は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営む事ができるよう、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には清拭を行う事をもって入浴の機会の提供に代える事がある。
 - 5 事業所は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
 - 6 事業所は全各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の 日常生活上の行為を適切に支援する。
 - 7 事業所は、利用者に対し、利用者の負担により、当該事業所の介護従業者以外の 者による介護を受けさせない。

(社会生活上の便宜提供等)

- 第19条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動の支援に努める。
 - 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て代わって行う。
 - 3 事業所は、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流 の機会を確保するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

- 第20条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨 を保険者に通知する。
 - (1) 正当な理由なしに当該サービスの入居に関する指示に従わないことにより、 要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

- 第21条 事業所は、利用者に対し、適切な当該サービスを提供できるよう、介護従業者の 勤務体制を定める。
 - 2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活 を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
 - 3 事業所は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第22条 介護従業者は、現に当該サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第23条 利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、当該 利用者の利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとと もに必要な措置を講じる。
 - 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際し取った処置について記録する。
 - 3 事業所は、利用者に対する当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第24条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報 及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に通知するとともに、定期的に 非難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第25条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、入居者に対する介護支援の提供 を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(「業務継続計画」という。)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。
 - (1) 事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び 訓練を実施する。
 - (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第26条 事業所は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて運営を行わない。但 し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等、感染症予防、蔓延防止の対策)

- 第27条 利用者の使用する施設、食器その他の設備等又は飲用に供する水について、衛生 的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を行う。
 - 2 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講じる。
 - (1) 事業所内における感染症の予防又は蔓延の防止のための検討委員会をおおむね6月に1回以上開催すると共に、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所は、職員対し、感染症の予防又は蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に 実施する。

(重要事項の掲示)

第28条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従事者の勤務体制その他の利 用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(守秘義務等)

- 第29条 事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
 - 2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。
 - 3 事業所は、台風、地震、火災等の災害時において、生命の危機が予測され、救出、 避難が必要な場合には、行政、消防関係者などに、氏名、既往歴、主治医、心身の 機能障害等の個人情報を提供する事があります。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第30条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介 する代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
 - 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該事業所からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第31条 提供した当該サービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適正に 対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を行うととも にその内容について記録する。
 - 2 提供した当該サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提供、若しくは 提示の求め又は保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦 情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受 けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供した当該サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する とともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

- 第 32 条 当該サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、 保険者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 2 ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するととも に、当該記録を公表する。
 - 3 運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う 等の地域との交流に努める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第33条 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該サービスの事業会計とその他の事業 会計と区分する。

(記録の整備)

- 第34条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 2 利用者に対する当該サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2年間保存する。

第9章 雜 則

(法令との関係)

第35条 この規程の定めにおいては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令の定めるところを遵守する。

(補 則)

第36条 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は社会福祉法人関寿会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。
 - この規定は、令和4年4月1日から施行する。
 - この規定は、令和6年4月1日から施行する。